

出雲市 障がい福祉サービス利用の流れ 18歳以上 の場合



注意事項

- ・出雲市での障がい福祉サービス利用の流れを示しています。
- ・利用されるサービスによって、**3 調査** 及び **4 審査会・区分認定** が無い場合があります。詳しくは市役所福祉推進課または各支所福祉担当窓口へお問い合わせください。
- ・相談支援事業所は、障がいのある方やその家族の生活や支援に関する相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。また、利用計画を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援します。

〈利用者負担金について〉

各事業の費用のうち、9割相当額を「給付費」として出雲市が支弁します。費用総額から給付費を差し引いた額（1割相当額）が利用者の皆さんにご負担いただく費用となります。

ただし、利用者の方の年齢・サービスの種類および世帯等の課税・収入状況に応じ、1か月あたりの利用者負担に上限額（「利用者負担上限月額」）を設けています。

〈利用者負担の上限月額について〉

【在宅・通所サービス 18歳以上】

区分	負担上限月額	所得等の要件	要件の判定対象
一般2	37,200円	市町村民税課税世帯 市町村民税所得割の合計額が16万円以上	本人+配偶者
一般1	4,600円	市町村民税課税世帯 市町村民税所得割の合計額が16万円未満	
低所得	0円	市町村民税 非課税世帯	

【施設入所 18・19歳】

区分	負担上限月額	所得等の要件	要件の判定対象
一般2	37,200円	市町村民税課税世帯 市町村民税所得割の合計額が28万円以上	保護者の 住民登録世帯
一般1	9,300円	市町村民税課税世帯 市町村民税所得割の合計額が28万円未満	
低所得	0円	市町村民税 非課税世帯	

【施設入所 20歳以上、グループホーム 18歳以上】

区分	負担上限月額	所得等の要件	要件の判定対象
一般	37,200円	市町村民税課税世帯	本人+配偶者
低所得	0円	市町村民税 非課税世帯	

【生活保護受給者】 0円

〈連絡先〉

本庁	福祉推進課	0853-21-2211	湖陵支所	市民サービス課	0853-43-1215
平田支所	市民福祉課	0853-63-5567	大社支所	市民サービス課	0853-53-3116
佐田支所	市民サービス課	0853-84-0118	斐川支所	市民福祉課	0853-73-9110
多伎支所	市民サービス課	0853-86-3116			